時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゞると寡からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

何を以て獨逸を學ぶや

目下元老院に於て審議中なりと云ふ改正郵便條例の草案は遞信事務の改良を主眼としたる者の由にて小包郵便の新法を設け書籍遞送の費用を引下げ或ハ郵便物に保險を附する等之を現行條例に較ぶるに出色の箇條少からずと云ふ素より道路の風說に傳へ又傳へて漸く我輩の耳にしたる所なれば事の眞僞と知るには法令發布の後を待つの外なけれども其大體、改正の精神は遞信事務と擴張して便利を增さんとするの一意なると當局者に於て異同ある可らず故に此點に於てハ我輩も今回の擧を贊成する者なりと雖も彼の新聞紙取締の手段と改て發行地三里以外に私社の配達を禁止し斷然之を官府の手に收むるの可否論に至りては前日來の紙上にも述べたる如く聊か鄙見なきに非ず抑も發行地三里以外云々の制限は獨逸の法なりと申す事なれども總じて官府が新に經營を興し之に由て同種の民業を禁ずるの場合には從來其民業に伴ひ來れる便利實益を害することなくして官府より故の如く之を世人に與ふるは當然の義務なる可し例へば官府に於て民間私設の鐵道營業を禁して悉皆之を買上げ官れ手に其經營と司るの場合あらんには政府が俄に其專權を占めたるの故を以て運賃を引上げ或ハ特殊制限の法と設けて從來民間に行れたる運輸交通法に不便を與ふるなどは官府の義務に於て相濟まざることなり固より鐵道の如きは之を民間の經營に任ずるときは競爭の範圍至て狹隘なるが故に動もすれば專有壟斷の弊に陷り易く社會少數の利害の爲めに多數人民の不幸を釀らすも計る可き事柄ならざれば寧ろ政府に於て之を買上げ一切これを民間の手に許さゞるを良策と爲すなど近來は政治學者に斯る議論なきにも非ざれば我輩も一歩を讓り官府が鐵道事業を專有するを不利ならずと看做して更に尙ほ鄙見を陳せんに從來民間に於て營み來りたる交通事業を一朝官府の手に收むるの曉に一般、社會の人の便宜利益を奪ふが如き事情もあらば我輩は尙ほ斷じて鐵道買上げの說と非なりとす可し何となれば斯る事の次第にては官府が鐵道專有權と有する一方の利益は之が爲めに社會の人の蒙むる可き他の一方の不利不便を償ふに足らざればなり

右は鐵道に就て我輩が假りに一場の想像と描きたるものなれども今回道路に噂ある郵便條例改正の項目中各新聞紙の私社配達と禁ずるの一事ハ多少なれと趣を同うすることなきや否や我輩に於て苦慮する所のものあり抑も新聞紙の配達法ハ英米佛諸國の如く私社の自由に放任すると將た又獨逸の如く官府の手にして私社に其權と許さゞると孰れか正孰れか非なるやは恰も彼の鐵道論の如く之を官に專にすると民業に歸すると其得失に就き暫らく裁斷を下す能はざるの疑問なりとするにもせよ官府が人民の手より斯る營業の權を收め自ら其事に當らんとするに於ては從來民間私しの業に伴ふて社會一般に其利澤と受け來りたる組織をば今後も其まゝに繼續せし允假令へ其業が官府の手に歸したりとて之が爲めに人民として俄に不便不利と感ぜしむることある可らず蓋し官府たるもの〻義務なればなり此點よりして竊に今回の郵便條例改正の結果如何んを想像するときは我國の新聞紙配達に獨逸ハ撿束法を模寫し來りて其まゝに實行するハ差支なしとするも扨それ獨逸國の郵便局が國内の各新聞社と將た一般の讀者とに對し現在與へつゝある所の便利實益を日本の郵便局に遷して吾々人民に其利澤を蒙むらしむると實際に行はる可きや否や我輩の容易に保證すると能はざる所のものなり之を聞く獨逸の各郵便局は一切諸新聞紙の配達を司ると與に新聞紙の注文廢止或は代金の仕拂拂戻等を處理する其趣は恰も日本今日の新聞紙賣捌人なる營業に等しきのみならず利便は却て遂に之に優るほどの次第にして各新聞社は言ふに及ばず社會一般、新聞紙の購讀者に於て毫も不便利なしとのことなれバ官府の撿束も人民の爲めに却て一種の便法なれども運輸交通の便未だ全からずして普通の遞信事業さへ尚ほ隔靴の嘆を免かれざる今の日本國に突然獨逸の法を寫し來りて新聞紙の注文廢止、代金の受取催促、差引勘定の帳合、紙面の記事體裁に就ての忠告、賣捌の路と弘むるの計畫、購讀の客を失はざるの方便等專ら本社の爲めに盡す所の無形の注意有形の雜務と官府の手に引受け從來全國の各地に設けある賣捌取次所にも讓らざる便利實益と一般の看官に與へて新聞紙本社の記者會計に滿足を得せしむ可きや如何ん我輩の信ぜざる所なり要するに獨逸國新聞紙配達の便利實益は此の如き者あらんなれども之を日本に行ふには東西事情の相違しあれば漫然學んで其目的を達す可らざるは論を俟たず此邊の事情は獨り新聞紙配達の事のみならず西洋法を學ばんとして往々共目的を誤りたるの事例なるにあらずや經世家の爲めに特に注意と促す所のものなり或い今回改正の精神は單に新聞紙撿束の一偏に在りと云ふか然らば即ち共取締の方法手段は何樣にもある可きに事に、に出でずして唯獨逸法に從はんとす其趣旨の在る所知る可らざるなり或ハ政府は事の便不便と問はず唯獨逸の撿束法のみを採て斷然これを實行せんとの決意なれば早や夫れまでの事なれども若しも幸に然らずして獨逸法と寫すと同時に同國の郵便局が各新聞社に與へつゝある便利實益をも日本郵便局の手に於て劣りなく施行し以て國民に滿足を得せしむ可しとの優しき考案より出でし次第もあらば我輩ハ其考案の果して能く日本の實際に當嵌まる可きや否やを再應熟慮して重ねて審議あらんことを當路の人に勸誘する者なり

官報

○敍任及辭令

敍正七位(明治廿一年五月七日)從七位　土屋　英

海軍大尉從七位　土屋　英

特旨ヲ以テ位階被進(五月七日宮内省)

内務大臣秘書官　中山寛六郎

山縣内務大臣對馬國へ出張ニ付隨行ヲ命ス(五月七日内務省)

文部次官　辻　新次

博士會議委員ヲ命ス

文部大臣秘書官(奏任官四等)　久保　春景

上級俸下賜

文部大臣秘書官　久保　春景

當分視學官心得兼務ヲ命ス

文部大臣秘書官　久保　春景
視學官心得

第三地方部擔任及普通學務局第三課長ヲ命ス(以上五月七日文部省)

農商務省商務局長　吉田　二郎

文官普通試驗委員長ヲ命ス(五月五日農商務省)

○市町村制施行方法準備取調委員　千葉縣に於ては去月三十日第一部長書記官一坂俊太郎に市町村制施行方法準備取調委員長を千葉市原郡長佐藤幸則に同委員と命し屬鹽谷喜一、屬野津彰、屬三好若次に同委員を申付けたり○茨城縣に於て去る一日書記官磯貝靜藏に市町村制實施法取調委員長と屬園部質、羅章造大津淳一郎、和知忠順、佐藤文衛、久野政栽、豊田滋、榊倘明に同委員と命したり

○分遣隊交代　熊本鎮臺砲兵第六聯隊中士官一名下士一名兵卒十七名去月二十八日長崎分遣隊交代として出發せり(陸軍省)

○參謀少佐　陸軍大學校雇敎師孛國參謀大尉フチンブランケンブルヒは今般本國に於て參謀少佐に任ぜられたる旨屆出でたり(陸軍省)

○監督廢止　去る十九年十一月文部省に於て私立法律學校と帝國大學總長の監督に屬する條規を定め爾來同監督に屬せられたる學校は東京府下に專修學校、明治法律學校、英吉利法律學校、東京專門學校、東京法學校の五校ありしが今般右監督を廢止せられたるに依り去る五日其旨と府廳より該學校へ達したり(東京府)

○郵便電信收入　本年四月中各郵便電信局及郵便局電信局に於て收入せる郵便税電報料等の概算は金十七萬四千八百十二圓あり(遞信省)

○電報數及料金　遞信省内信局に於て調査せる本年四月中各郵便電信局及電信局に於て取扱ひたる電報發信數並に料金の概算額及前年四月分との比較は左表の如し(遞信省)

	四月	前年四月
電報發信數	二二九、七三七	二〇二、三六七
料金	五七、九〇四円一〇	六〇、二〇三円四一

雜報

○伊太利アビシニア交渉事件　過日の本紙電報欄内に伊太利政府はアビシニアより遠征軍と引上るに至りたるよしと記載したりしが近着の倫敦支那エキスプレスに依れば伊太利遠征軍の總督は本國政府に報じて曰くアビシニア軍は糧食缺乏を告げ且つ疫病陣中に行はれ大に困難の有樣に陷れり去る三月十七日我軍の斥候は敵軍の來襲を探知し來り俄に戰爭の用意をなし敵軍に發砲せしかば敵軍之に應じて返撃し兩軍激戰の後アビシニア軍は遂に北西地方を指して退軍せり云々又た伊太利首相クリスピー氏は國會に出席し政府の執行する外交政略を說明するに臨みアビシニア事件に論及して曰く今日アビシニア軍に向ひ勝利を希望するは妄想の尤も甚しきものなり余は唯我領地の境界を保守するの精神なるのみ云々と

○嗹馬王の二十五年祭　本年十一月八日は嗹馬王及び女皇の即位二十五年の誕辰に相當するに付同國王室にては今より既に祝祭の用意あり首府コーペンヘーゲンの府民も既に共折の贈り物を調へんが爲め醵金と始めたりと云ふ

○獨逸社會黨の企　獨逸社會黨はウィルヘルム皇帝の不幸と機會となし全國の大都府に檄文を發して大に爲す

あらんと計畫
多きよしなり
○遠州寺谷用
寺谷より天龍
水と改良せん
望む村と工事
の甚だしき事
にて雙方數歩
工事費用負擔
に對し負擔金
村も今日に至
額の輕からん
も不服多く今
○横須賀造艦
れ迄其船臺小
際まて一の新
更らに新艦を
度新造すべき
寧に〆屋根は
る杯永久持ち
式に改むる
○沿岸測量
ロン號外一隻
むる由にて此
○關西諸港航
は近來大に競
共最も甚しき
れまで大坂商
會社汽船と商
五錢となり又
大坂まで四十
しより右の外
錢の處五十錢
行九十錢の處
錢、長崎行五
下落したりと
○高田の米況
有樣にて何と
車さへ開通し
生ずるあらん
り同地方の汽
る影響と生ず
の安直なるが
ゐ見ゆ
○提燈の輸出
出し年々の產
は其景氣宜し
輸出の時節に
出品は當分の
に輸送するの
を待けに進す
人が引き受け
とそ
○錢の產出高
村は雨具の一
るが今本年の
餘枚にて之を

文部省撿定濟廣告
東京府學務課編輯　大域成瀬温撰庵
小學[illegible]　尋常科八册定價卅六錢五厘

法、醫、工、文、理科大學入學出願期日廣告
來學年ニ於テ各分科大學正科ヘ入學セント欲スル者ハ

米國桑港第二回親睦會
右來十二日(土曜日)新橋湖月樓ニ相開キ申候間御來會相成候諸君ハ早速横濱辨天通六丁目和田彥方岩佐彥太郎宛ニテ御申込被下度候　會費一圓五十錢　幹事

今般都合ニヨリ
エ移住ス依テ此
明治二十一
五月四日